

インターネット接続サービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この有線テレビジョン放送施設(有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。)(この線路(有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第2条第2項に規定する有線電気通信設備であつて、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。))と同一の線路を使用する電気通信回線設備を用いるインターネット接続サービス契約約款(以下「約款」といいます。)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第3条第1項の規定に基づき郵政大臣に届け出たインターネット接続サービスに係る料金表(以下「料金表」といいます。)並びに当社が別に定める電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第21条の2に規定する事項及び事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金により、インターネット接続サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、事業法の規定による標準契約約款の変更を受けて、又は事業法の規定に基づいて、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の定義
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具・線路その他の電気的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所とを接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5 インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6 インターネット接続サービス取扱所	(1) インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7 契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8 契約者	当社と契約を締結している者
9 契約者回線	当社と契約をに基づいて設置される電気通信回線
10 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であつて、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
11 端末接続装置	端末設備と之間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13 自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であつて、端末設備以外のもの
14 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15 技術基準	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準
16 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に關する法令に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に關する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
17 学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校、(盲)学校、聾学校、又は養護学校であつて、小学部、中学部又は高等部を有するものを含みます。)

(お客様の個人情報の取り扱い)

第4条 当社は、当社ホームページ(<http://www.edogawacabletv.co.jp>)に記載しております「個人情報取扱について」に従つて、お客様の個人情報をお客様に取り扱います。個人情報は、親会社である株式会社エドガワアツエイ・コミュニケーションズと共有しております。

第2章 契約

(インターネット接続サービスの品目等)

第5条 契約には、料金表に規定する品目等があります。

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は1の契約につき1人に限ります。

(最低利用期間)

第7条 インターネット接続サービスのうち、料金表に規定する品目については、6ヶ月の最低利用期間があります。

2 前項に規定する品目の契約者は、最低利用期間内に契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、残余の期間に対応する利用料に相当する額を一括して支払っていただきます。

第11条に規定する品目の契約者は、最低利用期間内に第11条(品目の変更)に規定するインターネット接続サービスの品目の変更があった場合には、その品目の変更について変更前の品目の利用料金の額から変更後の品目の利用料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

4 前項の場合において、品目の変更と同時に、その契約者回線の設置場所において契約者回線の新設または契約の解除を行うときは、同時に行う新設等の契約者回線の利用料金と前項による残額金を合算した金額を支払っていただきます。

(契約者回線の終端)

第8条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

(契約申込みの方法)

第9条 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- 料金表に定めるインターネット接続サービスの品目等
- 契約者回線の終端とする場所
- その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

(契約申込みの承諾)

第10条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従つて承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を

延期することがあります。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

- 契約者回線を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。
- 2の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると思われる相当の理由があるとき。
- 3その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(インターネット接続サービスの品目の変更)

第11条 契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの品目の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求の方法及びその承諾については、第9条(契約申込みの方法)及び前条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第12条 契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約回線の移転を請求できます。

2 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。

3 当社は、第11条の請求があったときは、第10条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

4 第11項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

(インターネット接続サービスの利用の一時中断)

第13条 当社は、契約者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時中断(その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(その他の契約内容の変更)

第14条 当社は、契約者から請求があったときは、第9条(契約申込みの方法)第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第10条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。(譲渡の禁止)

第15条 契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。契約者が行う契約の解除

第16条 契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社に当社所定の方法により通知していただきます。

2 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

3 契約解除に伴う撤去費は、前項に規定する復旧工事以外の工事は料金表に定めるところによるものとします。

(当社が行う契約の解除)

第17条 当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- 第22条(利用停止)の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。
 - 第22条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと思われる相当の理由があるときは、前項第1号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしない当社の契約を解除することがあります。
- 3 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
- 4 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。
- 5 契約解除に伴う撤去費は、前項に規定する復旧工事以外の工事は料金表に定めるところによるものとします。但し、第1項第2号に係る撤去費は本項を適用しないものとします。

第3章 付加機能

(付加機能の提供等)

第18条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第4章 回線接続相互接続

(回線相互接続の請求)

第19条 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求を行うことができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されることを除き、その請求を承諾します。

(回線相互接続の変更・廃止)

第20条 契約者は、前条の回線相互接続を変更又は廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

2 前条(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第21条 当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。

- 当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。
- 第23条(利用の制限)の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。
- 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することができます。
- 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第22条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(そのインターネット接続サービスの料金その他の債務(この約款において支払を要するもの)にのみ限ります。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのインターネット接続サービスの利用を停止することができます。

- 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であつて、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)
- 契約の申込みに当たつて、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- 第38条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
- 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接

続を廃止したとき。

(6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第6章 利用の制限

(利用の制限)

第23条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合でも認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項と内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項と内容とする通信であつて事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

第7章 料金等

第1節 料金等

(料金の適用)

第24条 当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、加入料、利用料、端末接続装置使用料、付加機能使用料、手続に関する料金及び工事に關する費用と、料金表(料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金を含みます。以下同じとします。)に定めるところによります。

第2節 料金の支払義務

(利用料等の支払義務)

第25条 当社は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提開始した日(付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日)の属する月の翌月から起算して、契約の解除があった日(付加機能又は端末接続装置の廃止については、その廃止があった日)の属する月までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は1月間とします。)について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料(以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。))の支払を要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

- 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区別	支払を要しない料金
1 契約者の責めによらぬ理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(次号に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。)
2 当社の故意又は重大な過失によりそのインターネット接続サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知つた時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等。

3 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。(登録手数料の支払義務)

第26条 契約者は、第9条(契約申し込みの方法)の規定に基づき契約の申し込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する登録手数料の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第27条 契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事に関する費用の支払義務)

第28条 契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、その限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第29条 契約者は、料金の支払を不法に相れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第30条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算し得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第8章 保守

(当社の維持責任)

第31条 当社は、当社が設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第32条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。(設備の修理又は復旧)

第33条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、全部を修理し、又は復旧することができるときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のために緊急にそのことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

(契約者の切欠付責任)

第34条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が当社の電気通信回線設備に接続された場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったとき

- は、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。
- 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当社又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
 - 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第9章 損害賠償 (責任の制限)

- 第35条 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同等程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとし、以下「。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算しその日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料等の料金額を発生した損害をみなし、その額に限って賠償します。
 - 当社の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(免責)

- 第36条 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害（第40条（電子メールの利用）第3項および第41条（ホームページ機能の利用）第3項に規定する場合から生じる損害を含みます。）を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何ら責任を負いません。
- 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであると認め、その損害を賠償しません。
 - 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、事業法の既定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の技術的条件の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章 権利 (承諾の限界)

- 第37条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金の他債務の支払を現に知り若しくは是るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

- 第38条 当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとなります。
- 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入り求めた場合は、これに協力するものとします。
 - 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線索その他の物体を接続しないこととします。ただし、天災、事変その他の事象に際して保護する必要があるときは又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
 - 契約者は、故意に契約者回線を保留にしまし置いたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
 - 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
 - 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
 - 契約者は、前4項の規定に違反して電機通信設備を亡失し、又は若しくは損壊したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要費用を支払っていただきます。
 - 契約者は、当社が発行したログイン名およびパスワード管理の責任をいいます。ログイン名およびパスワードを忘れた場合や盗用されたことを認知した場合は、ただちに当社に届け出ていただきます。
 - 契約者は、違法にもしくは公序良俗に反する態様でインターネット接続サービスを利用しないこと及びインターネット接続サービスを利用して他者に不利益を与える行為をしないこととします。

(相互接続事業者のインターネット接続サービス)

- 第39条 契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。
- 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

(電子メールの利用)

- 第40条 料金表に規定する契約者は、電子メール（メールアドレスを使用してメール蓄積装置によりメールの蓄積、再生または転送等を行うことができるサービス）を利用します。以下同じとします。）を利用することができるものとし、当社は、電子メールを利用するためのメールアドレスを当社が別に定めるところにより割当てを行うものとし、
- 電子メールとして蓄積できる通信の情報量および期間等は、当社が別に定めるところによります。
 - 当社は、当社の電機通信設備の保守上または工事業上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積している情報を消去し、または転送を停止することがあります。

(ホームページ機能の利用)

- 第41条 料金表に規定する契約者は、ホームページ機能（ホームページアドレスを使用して情報蓄積装置により情報の蓄積および公開を行うことができるサービス）を利用します。以下同じとします。）を利用することができるとし、当社は、ホームページ機能を利用するためのホームページアドレスを当社が別に定めるところにより割当てを行うものとし、
- ホームページ機能として蓄積できる通信の情報量および期間等は、当社が別に定めるところによります。
 - 当社は、当社の電気通信設備の保守上または工事業上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積している情報を消去し、または転送を停止することがあります。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

- 第42条 当社は、当社において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。閲覧に供する技術資料は別記の通りとします。

(営業区域)

第43条 営業区域は、当社が別に定めるところによります。

(閲覧)

- 第44条 この約款において、当社が別に定めるところとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別記1 相互接続事業者

アットネットネットワーク株式会社

別記2 基本的技術事項

項目	内容
物理的条件	10BASE-T/100BASE-TX (RJ-45 8Pin)
伝送方式	ペーパバンド方式
符号化方式	マンチェスタ符号化方式
電気的条件	1 S O / 1 E C 8 8 0 2 - 3 に準拠

別記3 技術資料の項目

- LANインタフェースによるサービスの提供
- 網インタフェース
- 物理層仕様
- データリンク層仕様
- ネットワーク層仕様
- トランスポート層仕様
- アプリケーション層仕様

料金表

1 通則

(料金の適用)

- インターネット接続サービス（以下本サービスとします）に関する料金は、この料金表に規定するほか、事業法施行規則第19条の2に基づき当社が別に定めるところにより適用します。

(料金の変更)

- 当社は、本サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には、変更後の料金によります。(消費税表)
- 平成16年4月「総額表示方式」開始に伴い表記の金額はすべて税込みとなっております。(料金の臨時減免)
- 当社は、災害が発生し、または発生する恐れがあるときは、本サービス約款の規定にかかわらず、臨時にその料金を減免することがあります。

2 料金

1 品目

品目	内容
インターネット接続サービス プラン1 (えがわ@NetHome) 2Mライトコース	通信容量として最大下り2Mb/s、最大上り512kb/sの符号伝送が可能なるもので、端末接続装置1に対して、契約者の端末設備でIPアドレスを必要とするものを1までの接続とするサービス。IPアドレスは、DHCPによる付与とします。
インターネット接続サービス プラン2 (えがわ@NetHome) 8Mスタンダードコース	通信容量として最大下り8Mb/s、最大上り2Mb/sの符号伝送が可能なるもので、端末接続装置1に対して、契約者の端末設備でIPアドレスを必要とするものを1までの接続とするサービス。IPアドレスは、DHCPによる付与とします。
インターネット接続サービス プラン3 (えがわ@NetHome) 30MGローバルコース	通信容量として最大下り30Mb/s、最大上り2Mb/sの符号伝送が可能なるもので、端末接続装置1に対して、契約者の端末設備でIPアドレスを必要とするものを4までの接続とするサービス。IPアドレスは、DHCPまたは固定による付与とします。

第2 利用料金

2-1. 適用

利用料の適用については本サービス約款第25条（利用料等の支払い義務）によるほか、次のとおりとします。

利用料の適用	
利用の休止に係る料金額の適用	当社は、契約者から契約約款第13条（インターネットの接続サービスの利用の一時中断）の規定に基づき、インターネット接続サービスの利用の一時中断を行なった場合は、2-2（料金額）の規定の額にかかわらず、2-3（利用の一時中断に係る料金）の規定の額を適用します。

2-2. 利用料金

サービスの種類	単 位	料金額（月額）
インターネット接続サービスプラン1 (えがわ@NetHome) 2Mライトコース	1の契約回線ごとに	2,940円(税別2,800円)
インターネット接続サービスプラン2 (えがわ@NetHome) 8Mスタンダードコース	1の契約回線ごとに	5,145円(税別4,900円)
インターネット接続サービスプラン3 (えがわ@NetHome) 30MGローバルコース	1の契約回線ごとに	5,460円(税別5,200円)

2-3. 利用の一時中断に係る料金

サービスの種類	単 位	料金額（月額）
インターネット接続サービス すべてのプラン	1の契約回線ごとに	1,365円(税別1,300円)

2-4. 利用料等

区 分	単 位	料金額
登録手数料	1加入ごとに	3,150円(税別3,000円)

2-5. 端末接続装置の使用料

区 分	単 位	料金額（月額）
端末接続装置	1契約者回線ごとに1台	500円
備 考	端末接続装置の接続台数は、1インターネット接続サービスにつき1台となります。	

第3 付加機能使用料

3-1. 適用

付加機能使用料の適用については、本サービス約款第25条（利用料等の支払い義務）に定めるところによります。

3-2. 付加機能の種類等

区 分	提 供 条 件
①電子メール機能	契約者が電子メール（メールのアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）を使用してメール蓄積装置によりメールの蓄積又は再生等を行うことができるサービス）を利用することができます機能を行います。
②ホームページ機能	契約者がホームページ（情報公開のためのデータベースのアドレス（以下「ホームページアドレス」といいます。）を使用して情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行うことができるサービス）を利用することができます機能を行います。
③インターネットネットワークアドレス追加機能	契約者が、インターネットネットワークアドレスを追加して、利用することができる機能を行います。

3-3. 料金額

種 別	単 位	料金額（月額）
電子メール機能	1契約者回線ごとに	無料
ホームページ機能	1契約者回線ごとに	無料
インターネットネットワークアドレス追加機能	1の追加インターネットネットワークアドレスごとに	インターネット接続サービス プラン2:1,050円(税別1,000円) プラン3:1,050円(税別1,000円)

第4 解除料

4-1. 適用

- 解除料の適用については本サービス約款第7条（最低利用期間）に定めるところによります。
- 解除料の額
最低利用期間内に契約の解除があった場合、解除に伴う費用は、残余の期間に対応する 2-2. 及び 2-3. で定めた利用料に相当する額とします。

3. 手続きに関する料金

第1 料金額

1-1. 適用

手続きに関する料金等の適用については本サービスの契約約款第27条（手続きに関する料金の支払い義務）によります。

1-2. パスワードの変更等手数料

区 分	単 位	料金額
パスワードの変更等手数料	1の手続ごとに	別に定める実費

1-3. 滞納処理手続量

区 分	単 位	料金額（月額）
滞納処理手続量	1の契約回線ごとに	別に定める実費

第4 工事に関する費用

4-1. 料金額

1-1 適用

工事に関する費用の適用については本サービス約款第28条（工事に関する費用の支払い義務）によるほか、次の通りとします。

工 事 の 適 用	
工事の算定	工事費は、工事を要することとなる契約者回線等又は交換機操作等においておこなうの工事ごとに算定します。

1-2 本サービス又は付加機能の利用開始に関する工事の場合

区 分	単 位	料 金 額
本サービスの利用開始に関する工事	1の契約回線ごとに	別に定める実費
付加機能の利用開始に関する工事	1の契約回線ごとに	別に定める実費

1-3 本サービス又は付加機能解除に関する工事の場合

区 分	単 位	料 金 額
契約の解除に関する工事	1の契約回線ごとに	別に定める実費
付加機能の解除に関する工事	1の契約回線ごとに	別に定める実費

1-4 撤去費

区 分	金 額	料金額（月額）
全解約に伴う 撤去工事費	戸建住宅	6,300円（税込み）
	集合住宅	
一部解約に伴う 撤去工事費	戸建住宅	3,675円（税込み）
	集合住宅	

(注) ①全解約に伴う撤去工事で戸建住宅の場合は引込線の撤去工事を含む。
②集合住宅における単独引込のときは戸建住宅の金額を適用する。
③解約に伴う撤去費は、1工事の金額とし、ケーブルモデムの撤去台数